

政策評価体系上の位置付、通し番号		- - - ( )						
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名		労災保険業務			事業開始年度		昭和22年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局労災補償部労災管理課、補償課、労災保険業務室 (小林労災管理課長、田中補償課長、藤井労災保険業務室長)						
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)		労働基準法(昭和22年法律第49号) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)						
関係する通知、計画等		「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について(平成22年2月25日基労発0225第1号)」(毎年) 等						
予算体系		(項)保険給付費 (大事項)保険給付に必要な経費 (項)社会復帰促進等事業費 (大事項)被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費						
実施方法		■直接実施 ■業務委託等(委託先等:(財)労災保険情報センター) □補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) □貸付(貸付先: ) □その他( )						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	0/10	常勤役員数	0/1	非常勤役員数	0/8	監事等	0/1
	職員総数	680	内、官庁OB	129	役員報酬総額	40.0百万円	官庁OB役員報酬総額	39.7百万円
	積立金等の額	5,144百万円	内訳	長期資金貸付関係: 3,797百万円 補償費準備金: 459百万円 収益事業等収入関係: 439百万円 固定資産等(リトウ17等): 348百万円 基本財産等(国債等): 101百万円		今後の活用計画	引き続き長期資金貸付事業を継続実施	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うもの。						
	対象 (誰/何を対象に)	被災労働者及びその家族						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	労災保険は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任(第75条以下)を担保する制度であり、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等(以下「傷病等」という。)のうち、業務上の事由等により生じたものに対して、必要な保険給付を実施。						
コスト	平成22年度予算額			人件費				
	事業費	936,756 百万円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数	
	人件費	22,520 百万円			担当正職員	20,815,869 千円	2451	人
	総計	959,276 百万円			臨時職員他	1,704,388 千円	981	人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	940,374						
	H19(決算上の不用額)	32,096						
	H20(決算額)	931,347						
	H20(決算上の不用額)	38,386						
	H21(予算(補正込))	965,398						
	H21(決算見込)	903,522						
H22予算	959,276							
平成22年度 予算 (補助金の場合には負担 割合等も)	(目) 保険給付費 796,954百万円 (目) 労災援護給付金 120,601百万円 (目) 社会復帰促進等事業委託費 6,656百万円 (目) 被災労働者向け事業 3,380百万円 (目) 外部委託事業 3,276百万円 その他の目 12,545百万円							

※ 役員総数、常勤・非常勤役員数、監事等、職員総数、官庁OBについては、平成22年6月17日現在で記載。

※ 役員総報酬額及び官庁OB役員報酬総額については、平成21年度実績(官庁OB役員は4名)について記載。

政策評価体系上の位置付、通し番号		- - - ( )			
事業評価シート					
予算事業名	労災保険業務		事業開始年度	昭和22年度	
担当部局・課室名 作成責任者	労働基準局労災補償部労災管理課、補償課、労災保険業務室 (小林労災管理課長、田中補償課長、藤井労災保険業務室長)				
事業/制度の 必要性	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保し、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うもの。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	・国家公務員災害補償制度(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)):人事院 ・地方公務員災害補償制度(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)):総務省				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	・国家公務員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の迅速かつ公正な実施:人事院 ・地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の迅速かつ公正な実施:総務省				
アウトプット	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	長期未決事案(処理期間が6か月を超える事案)	件	1,435件	1,237件	980件
	適正な費用徴収(費用徴収件数・費用徴収額)	件・額	1,420件 2億8652万円	1,548件 2億8260万円	集計中
	労災診療費の適正な審査(査定件数・査定減額)	件・額	26.7万件 35億1900万円	26.7万件 36億3400万円	24.5万件 36億2800万円
	新規不服申立件数	件	1,795件	1,766件	1,880件
予算執行率		%	96.7	96	93.6
アウトカム	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
	労災請求の相談に来られた方への説明に対する満足度	%			97.8%
	労災請求人の方への処理状況の連絡対応に対する満足度	%			81.4%
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット指標に言及)	長期未決事案は大幅に減少し(「迅速」、費用徴収や労災診療費の審査による査定減は高水準で推移(「公正」)するとともに、21年度から調査している労災請求人等の方の満足度も高い水準を確保(「丁寧」)しているが、一方で、新規不服申立件数は高い水準で推移しており、納得性の向上等に向けた更なる取組が必要。				
今後の方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする観点から) (担当部局案)	「迅速」・「丁寧」かつ「公正」な決定等による国民の納得性の向上に向けて、人材面(意識、行動)、業務プロセス面、コスト面から更に改革を進める。			
	平成23年度予算の方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)	<運営主体> ・国(イギリス、ドイツ(※)、スウェーデン、日本等) ※法律で指定された事業主団体による労災保険組合(法律上、行政機関として位置づけられている)。 ・その他 フランス(全国疾病金庫) アメリカ(州により異なる(民間保険会社、州政府運営保険基金等)) <保険料率(平均)> アメリカ:1.70%、ドイツ:1.32%、フランス:2.26%、スウェーデン:0.68%、日本:0.54% イギリス(※):11.0%(被用者)、12.8%(事業主) ※年金、疾病、出産、失業、労災等を包括した保険の保険料率。				
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等)	<事業・制度の沿革> 昭和22年 労働者災害補償保険法の制定(労働基準法と同時に制定) 40年 年金給付の本格導入 <保険料率等> ・平成元年度に、年金給付に要する費用について災害発生時点で全額徴収する方式に見直し ・その後は、3年ごとの料率改定において、保険料率の引下げが続いている。 平成元年度 11.0/1000(平均) → 平成21年度 5.4/1000(平均)				